



## 水質検査結果を お知らせします！

水道部では、市民の皆様  
に安全で良質な水を供給する  
ため、水質検査計画を定めて  
水質管理に努めています。

### 【浄水水質検査地】 和田島

### 【検査結果】

水質基準項目51項目（健康  
に関する項目および性状に関  
する項目）を検査した結果、  
原水・浄水とも検査数値が基  
準値を満たしており安心です。  
※詳しくは、市ホームページをご  
覧いただくか、水道部までお  
問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

水道部（田浦町字中西1  
03） ☎32・6188 / F  
AX35・0647

Mail:suidou@city.komatsu  
shima.tokushima.jp

## 就学援助費の申請は 4月30日まで！

市教育委員会では、経済的  
理由により、就学困難な小・  
中学校の児童・生徒に学用品  
費などの支給を行う児童生徒  
就学援助費の申請を受付して  
います。

### 【申請方法】

各学校を通じて「就学援助  
について（お知らせ）」に添  
付配布している申請用紙に必  
要事項を記入のうえ、児童・  
生徒の在学に提出してくだ  
さい。

※小・中学校両方に在学の場合は、  
小学校に提出してください。

### 【申請期限】 4月30日(木)

申請が遅れた場合は、申請  
の提出月により支給開始月が  
変わります。なお、児童生徒  
就学援助費は毎年申請が必要  
ですので、ご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

市教育委員会学校課（教育  
庁舎2階） ☎32・3811  
/ FAX33・3540

Mail:gakkou@city.komatsu  
shima.tokushima.jp

## 合併処理浄化槽への 転換に補助金を交付

市では、生活排水による河  
川などの水質汚濁を防止する  
ため、合併処理浄化槽への転  
換に対して補助金を交付して  
います。平成27年度中に合  
併処理浄化槽への転換を予定  
している方は、補助金の交付  
申請をしてください。

※市が予定している補助金額の  
上限に達した時点で、受付を  
締め切ります。

### ◎転換とは

建物の建て替え、増築、リ  
フォームなどにより、同一敷  
地内に設置されている単独処  
理浄化槽またはくみ取り槽を  
原則として撤去し、10人槽以  
下の合併処理浄化槽を設置す  
ることです。

### 【補助対象】

専用住宅または住宅部分が  
2分の1以上の併用住宅で、  
転換に該当する場合です。

### 【補助金額】

5人槽の場合は15万円、  
7人槽の場合は18万円、10  
人槽の場合は21万円を限度

として交付します。また、単  
独処理浄化槽またはくみ取り  
槽の撤去費用に対して撤去費  
補助（3万円を限度）を、転  
換の補助金額に加算します。  
※詳しくは、市ホームページを  
ご覧いただくか、市都市整備  
課までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

市都市整備課（市役所2階）  
☎32・3957 / FAX3  
3・2104

Mail:gesuidou@city.komatsu  
shima.tokushima.jp

## 浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを  
利用して汚水をきれいにする  
装置のため、適切に維持管理  
（保守点検、清掃、法定検査）  
する必要があります。

### 保守点検は県の登録業者に

保守点検（点検、調整、修  
理や消毒剤の補給など）は、  
県の登録を受けた浄化槽保守  
点検業者が行います。

### 清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった

汚泥を抜き取り、機器を洗浄）は、  
市の許可を受けた浄化槽清掃  
業者が行います。

### 法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守  
点検、清掃などのメンテナン  
スに加え、県の指定検査機関  
による左記検査を受検しなけ  
ればなりません。

### ●浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヶ月から8ヶ  
月の間に1回、主に設置状況  
を検査します。

### ●浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、  
清掃が適正に行われているか、  
放流水が水質基準を満たして  
いるか検査します。

### 【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技  
術センター（☎088・63  
6・1234 / FAX088・  
636・1122）

